

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

4上伊地環第50-4号
令和5年2月13日

長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書（産業廃棄物処理施設の新規設置許可、一般廃棄物処理施設の新規設置許可）

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容(該当する項のみに記載する)	
条例第33条	①氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	有限会社田切クリーンセンター 代表取締役 前田 英司 長野県上伊那郡飯島町飯島 1800 番地
	②廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上伊那郡飯島町飯島 394 番地 他 12 筆
	③廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物管理型最終処分場 (兼一般廃棄物最終処分場)
	④処理を行う廃棄物の種類	<最終処分する一般廃棄物> 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん (廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は石綿含有一般廃棄物を含む。) 以上いずれも特別管理一般廃棄物を除く。 <最終処分する産業廃棄物> 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん (汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は石綿含有産業廃棄物を含む。) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは自動車等破砕物を除く。)

		以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
	⑤廃棄物の処理施設の処理能力	埋立地（積替保管場所）の面積 約19,000㎡ 埋立（保管）容量 約249,000㎥	
	⑥変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
条例 33 条	⑦周辺地域の範囲及びその根拠	飯島町（飯島区）鳥居原自治会、日曾利自治会 飯島町（本郷区）本郷第四自治会、本郷第六自治会 中川村（大草区）飯沼地区 天竜川漁業協同組合 第5区支部（飯島地区、中川地区） 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第2の1（4） 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第2の2	
	⑧関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	飯島町長、中川村長 周辺地域内に住所又は居所を有する者 周辺地域内に事務所又は事業所を有する者 周辺地域内において農林漁業を営む者 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
	⑨関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	<対象地区> 飯島町（飯島区）鳥居原自治会、日曾利自治会 天竜川漁業協同組合 第5区支部（飯島地区、中川地区） 第1回 令和5年4月14日(金)午後6時～ 第2回 令和5年4月15日(土)午後6時～ 令和5年4月16日(日)午後6時～ 飯島町飯島 1189 番地 1 飯島公民館（成人大学センター） <対象地区> 飯島町（本郷区）本郷第四自治会、本郷第六自治会 天竜川漁業協同組合 第5区支部（飯島地区、中川地区） 第1回 令和5年4月21日(金)午後6時～ 第2回 令和5年4月22日(土)午後6時～ 飯島町本郷 53 番地 1 本郷公民館 <対象地区> 中川村大草（飯沼地区） 天竜川漁業協同組合 第5区支部（中川地区） 第1回 令和5年4月28日(金)午後6時～ 第2回 令和5年4月29日(土)午後6時～ 中川村大草 1137 番地 8 飯沼集落センター	

⑩事業計画概要書(事業計画概要説明会終了報告書)の縦覧場所、期間及び時間	長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課 令和5年2月14日(火)から令和5年3月15日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く) 午前8時30分から午後5時まで
--------------------------------------	---

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第34条	○第32条第2項の関係市町村長 ○第33条第2項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12号	提出期限 令和5年3月15日(水) 提出先 〒396-8666 伊那市荒井3497 長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本工業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。